

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
◇告示 土地改良事業計画の縦覧

土地改良区定款変更認可
保安林の解除予定
県出納員等への委任事項
供血あつせん業者の手数料の基準
建設業者の登録まつ消
建設業者の更新登録

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第六十四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（部、機関、庁）

第二条 この規則において「部」とは、知事部局の各部、知事公室、警察本部、県議会議務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、公安委員会及び労働委員会事務局を、「機関」とは、警察署、地方機関、附属機関、教育機関及び給与事務所等を、「庁」とは、機関のうち、知事が庁として指定したものをいう。

第三条第一項を次のように改め、同条第四項を削り、

第五項を第四項とする。

第三条 県の支出の命令、支出の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）、収入の命令並びに現金及び物品の出納命令は、知事又は知事の

委任を受けた者が、これを行う。

第四条を次のように改める。

(出納員、分任出納員の設置)

第四条 縣に出納員を置き、必要に応じて本庁及び機關に出納員を、縣に分任出納員を置く。

第五条、第六条及び第七条を次のように改める。

(出納員の任命)

第五条 出納員は、知事が任命する。

2 出納員は、出納長の命を受けて出納事務を掌る。

(分任出納員の任命)

第六条 分任出納員は、知事が任命する。

2 分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

3 分任出納員の行つた出納事務は、その所属する縣の出納員に通知しなければならない。

(出納員、分任出納員への委任)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十一条第五項において準用する同法第百七十条第

三項の規定により出納長をして出納員及び分任出納員に委任させた事項は次のとおりである。

一 各縣の出納員に委任させた事項

その縣に所属する現金又は物品の出納その他の会計事務。但し、右の外、県税事務所の出納員については、地方自治法第二百四十三条第四項の規定による検査

二 家畜保健衛生所の出納員に委任させた事項

その機關に所属する収入金を現金で受領し及び領収証書を発行する事務

三 各縣の分任出納員に委任させた事項

その縣の出納員に委任させた現金又は物品の出納その他の会計事務のうち収入金の一部を領収し及び領収証書を発行する事務。但し、右の外、鳥取県立中央病院及び鳥取県立種畜場の分任出納員については、物品の一部を出納する事務

第九条中「(分任出納員を含む。以下同じ。)」を削る。

第十一条中「又は教育委員会」を削る。

第十二条を次のように改める。

(経費の繰越)

第十二条 部長は、地方自治法第二百三十六条の二の規定により経費を繰り越して使用しようとするときは、毎年三月二十日までに繰越計算書(様式第四号)により知事に要求しなければならない。

第十三条第一項中「又は教育委員会」を削る。

第十四条の見出し中「及び配当」を削り、同条中「又は教育委員会」及び「又は配当」を削る。

第十五条の見出し中「及び配当」を削り、同条中「又は配当」及び「(配当)」を削る。

第十六条第一項中「財務課長、」を「財政課長及び」に改め、同条第二項を削る。

第十七条第一項及び第十九条中「又は教育委員会」を削る。

第二十四条第一項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第二十五条中「出納員」の下に「分任出納員」を加える。

第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第三十七条第一項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(収納金の引継)

第三十七条の二 機關の出納員又は縣の分任出納員は、収納した歳入金を出納長又は出納員に引継がなければならない。

第三十八条の見出しを削り、同条第二項中「駐在する出納員」の下に「又は分任出納員」を加え、第三項中「処理した出納員」の下に「又は分任出納員」を加える。

第三十九条第一項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第七十四条第六号の次に次の一号を加える。

七 農業改良資金助成法に基く技術導入資金貸付金及び施設資金の保証債務に係る弁済金(昭和三十一年九月二十六日定例県議会議決)

第五百五十一条、第五百五十二条及び第五百五十三条第一項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第二百五五条中「鳥取市、米子市及び倉吉市」を削る。

第二百七条中「出納員、」の次に「分任出納員、」を加え、第四号として次の一号を加え、「第四号」を「第五号」とし、以下順次繰り下げる。

四 分任出納員

物品出納簿（様式第六十一号）
第二百八条中「、地方事務所の各課」を削る。
様式第六号中「（四）」を削る。
様式第十三号中備考を削る。

附 則

この規則は、昭和三十一年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、日置谷土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年九月二十九日から同年十月十八日まで

三 縦覧の場所 気高郡青谷町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、福守土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年九月二十九日から同年十月十八日まで

三 縦覧の場所 倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条

第三項の規定により、福守土地改良区の定款変更について、昭和三十一年九月二十二日認可した。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百五十二号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定より告示する。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所 在 場 所	全 面 積	解除予定面積（見込）	指定の理由	申請者
---------	-------	------------	-------	-----

岩美	岩美	本庄	椎木谷	九一六ノ一	町、二七〇	町、三八〇〇	町、三〇〇〇	土砂崩壊防備 指定理由の消滅	岩美町 西垣	貞男
同	同	同	同	九一七	町、三三六	町、四〇〇〇	町、四〇〇〇	同	同	村上 基次

鳥取県告示第四百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第五項の規定に基き、出納長をしてその事務の一部を出納員および分任出納員に委任させた事項は、次のとおりとし、昭和二十八年七月鳥取県告示第二百六十八号（県出納員委任事項）は廃止する。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 各解の出納員に委任させた事項

その解に所属する現金または物品その他の会計事務。

ただし、右のほか県税事務所の出納員については、地方自治法第二百四十三条第四項の規定による検査

二 家畜保健衛生所の出納員に委任させた事項

その機関に所属する収入金を現金で受領し、および領収証書を発行する事務

三 各解の分任出納員に委任させた事項

その解の出納員に委任させた現金または物品の出納その他の会計事務のうち、収入金の一部を現金または有

価証券で受領し、および領収証書を発行する事務。ただし、右のほか鳥取県立中央病院および鳥取県立種畜場の分任出納員については、物品の一部を出納する事務

鳥取県告示第四百五十四号

鳥取県告示第四百五十四号

採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第六十号）第七条の規定による供血あつせん業者のあつせん手数料は、供血価格の一割以内とする。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百五十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年九月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

名称

所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録
(に)第三九三号

昭三〇、九、一五

開地建設

八頭郡郡家町大字堀越

河瀬 外左

昭三一、九、八

鳥取県告示第四百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(に)第一三三三号

昭三一、七、一〇

東組

鳥取市元鑄物師町八二

東口光太郎

第一四三三号

七、二三

有限会社吉川組

職人町九

吉川 一男

第一三八号

七、一九

株式会社西尾組

古市一

西尾吉太郎

第三三九号

七、二六

滝山組

岩美郡岩美町小田八七

滝山 益市

第三三四号

七、七

郡家建設株式会社

八頭郡郡家町三〇五

杉本 光雄

第一四〇号

七、二五

三和組

智頭町郷原

寺井金太郎

第一六九号

七、五

北条建設組

東伯郡泊村大字園一六七

米村 定雄

第三三二号

七、五

有限会社松本鉄工所

北条町下神五六七ノ一

高坪 龜藏

第三三二号

七、五

有限会社松本鉄工所

由良町由良宿一、一六八

松本 稚夫

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發
 刷 行
 所 鳥 鳥
 取 取
 鳥 鳥
 取 取
 市 市
 東 東
 町 町
 取
 印
 刷
 所 鳥

第一五三号	七、二五	松本組	〃	東伯町徳万	松本 大蔵
第三三三三号	七、七	津村工務店	倉吉市上井町五七四ノ一	津村 正義	
第三三七号	七、二六	川田建設有限公司	米子市錦町三丁目二九	川田 誠一	
第一四八号	七、二三	伯耆水道工業有限公司	〃 久米町三一	木村勝三郎	
第三四〇号	〃	呉藤組	〃 立町三丁目八三	呉藤 哲郎	
第三三一号	七、五	中村建設有限公司	日野郡根雨町四〇八	中村 国治	
第三三六号	七、二六	今井組	〃 江府町江尾一、九四八	今井 智道	